

2021 年度
奨学金事業募集要領

公益財団法人リンナイ奨学財団

目次

第1章 募集概要について

第2章 応募資格について

第3章 選考方法・交付方法

第4章 応募にあたっての留意点

【参考】参考とする家計基準

第1章 募集概要について

1. 募集期間

種別	募集期間	
	開始 (予定)	締切 (予定 ※当日消印有効)
① 大学学部生	2021年4月1日	2021年5月31日
② 大学院修士(博士前期課程)生	2021年1月6日	2021年2月6日
③ 大学院博士(博士後期課程)生	2021年1月6日	2021年2月6日

募集要領及び申請書記入方法に基づいて申請書に記入のうえ、大学・大学院を通して郵送により提出してください。なお、申請書の返却はいたしません。

2. 応募時申請書提出先及び応募問い合わせ

(1) 申請書提出先

- ・在籍する大学・大学院を通して当財団まで提出してください。
 - ・応募時に必要な提出書類は、以下の通りです。
 - (ア) 奨学金申請書／申請理由書(指定書式)
 - (イ) 大学・大学院の推薦状(指定書式) ※指定書式を使用してください。
※学長又は学部長の押印のあるもの
 - (ウ) 小論文(指定書式)
テーマ:『奨学金を活用して、大学・大学院で何を学び、どう社会貢献をしたいか』
 - (エ) 成績証明書(出身高校・大学・大学院の成績証明書)(高校・大学・大学院の書式で可)
- ※応募書類は、当財団ホームページの【助成事業】のページから入手できます。

(2) 問い合わせ

- ・ご不明点や応募にあたっての詳細は在籍する大学・大学院を通して当財団までご確認ください。

3. 奨学金額及び採択予定件数

種別	採択件数(予定)	助成金額	助成期間
① 大学学部生	10件	10万円(月)	本年4月から4年間
② 大学院修士(博士前期課程)生	10件	10万円(月)	本年4月から2年間
③ 大学院博士(博士後期課程)生	10件	15万円(月)	本年4月から3年間

第2章 応募資格について

1. 応募資格

以下のいずれにも該当し、大学・大学院からの推薦がある者としてします。

※学力基準と家計基準は、推薦する大学・大学院側でも判断するものとします。(家計基準に係る確認書類等は大学・大学院側で助成期間終了後3年間保管するものとします。)

ア. 愛知県内の大学・大学院(修士・博士課程)に本年4月に入学・進学する(した)者

① 大学学部生

－1年次在籍の者

－最短修学期間4年

② 大学院修士(博士前期課程)生

－修士(博士前期課程)1年次進学予定の者

－最短修学期間2年

③ 大学院博士(博士後期課程)生

－博士(博士後期課程)1年次進学予定の者

－最短修学期間3年

イ. 学力優秀ながら経済的理由により経済的支援が必要と認められる者

－学力の基準及び家計基準は、日本学生支援機構の基準を参考とする

ウ. 大学・大学院から奨学生にふさわしいと推薦があった者

エ. 年齢不問

オ. 他の給付型奨学金を利用している場合は不可(ただし、貸与型奨学金との併用は可、授業料減免制度との併用は可)

第3章 選考方法・交付方法

1. ①選考スケジュール(大学院生)

項目	日程	概要
(1) 募集受付	2021年1月6日 ～2月6日	当財団へ指定する応募書類を大学・大学院経由で提出
(2) 選考	2021年2月7日 ～2月25日	当財団の選考委員会で、学業成績、経済的な状況、小論文等を基に総合的に選考
(3) 合否通知	2021年2月26日 ～3月5日	当財団から応募者の合否を応募者・大学・大学院に書面で通知
(4) 採用者手続き	2021年3月6日 ～3月22日	財団へ指定書式(同意書、振込口座)を大学・大学院経由で財団に提出
(5) 奨学金給付	2021年4月15日～	4月15日に4月分の奨学金を支給 以降は、毎月15日までに当月分の奨学金を支給

②選考スケジュール(大学生)

項目	日程	概要
(1) 募集受付	2021年4月1日 ～5月31日	当財団へ指定する応募書類を大学・大学院経由で提出
(2) 選考	2021年6月1日 ～6月22日	当財団の選考委員会で、学業成績、経済的な状況、小論文等を基に総合的に選考
(3) 合否通知	2021年6月23日 ～6月26日	当財団から応募者の合否を応募者・大学・大学院に書面で通知
(4) 採用者手続き	2021年6月28日 ～7月8日	財団へ指定書式(同意書、振込口座)を大学・大学院経由で財団に提出
(5) 奨学金給付	2021年7月15日～	7月15日に4月～7月分の奨学金を支給 以降は、毎月15日までに当月分の奨学金を支給

2. 選考方法

(1) 選考の流れ

当財団の選考委員会で、学業成績、経済的な状況、小論文等を基に総合的に選考を行います。

選考の流れ	選考内容
① 形式審査	提出された申請書類について、応募の要件(申請者の応募資格、必要書類の有無等)を満たしているかについて審査します。応募の要件を満たしていないものは、以降の選考の対象から除外されます。
② 書面(小論文)選考	申請書類を基に、外部有識者等により構成される選考委員会にて評価します。在学中の専攻内容や将来の希望進路等を踏まえ、奨学金を活用してどのように社会貢献できる人材となっていきたいか、なぜその進路を希望しているのか、その希望進路に向けて過去或いは現在どのように取り組んでいるか等を確認します。
③ 最終選考	形式審査及び書面選考の評価を踏まえ、選考委員会で対象者候補を決定します。
④ 支給対象者決定	選考委員会で決定された支給対象候補者を踏まえ、当財団の理事会が助成対象者を承認します。

(2) 選考に関与する者

公正で透明な評価を行う観点から、下記に示す利害関係を有する選考委員は、選考に加わりません。

- 申請者等と親族関係にある者
- 申請者等と同一の大学・研究機関等に所属している者
- その他、当財団が利害関係にあると判断した者

3. 奨学金の交付方法

- ・在籍する大学・大学院を通して交付等事務手続きを行います。申請された学生本人名義の銀行指定口座に当月分を毎月 15 日迄に振込みます(大学生の初回は 7 月 15 日に4ヶ月分の奨学金を支給予定)。
- ・翌年 3 月以降も最短修学期間終了月末まで同様に振り込みます。ただし、休学・停学などの状況や毎年度末に提出する成績証明書、在学証明書、生活状況報告書の内容により、給付の休止・中止を判断することがあります。

4. 支給決定後の申請者等の責務

(1) 支給開始後の書類提出

- ・毎年の年度末(3 月末)に、学生生活の状況を書面で報告のうえ、直近の成績証明書及び在学証明書を期日までに在籍する大学・大学院を通して提出してください。
- ・原則として通算助成期間は当初申請時に残存する最短修学期間を上限としますが、助成初年度の翌年度以降も継続して助成することが適切であるかを毎年度末の報告を踏まえて判断します。

(2) 行事参加

- ・財団が奨学生に対して行事等を開催する場合は行事への参加を求めます。

(3) 奨学金の休止又は中止事項の報告

・奨学生が次のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の支給を休止又は中止とすることがあります。財団事務局で事情を確認し、奨学金支給の休止、中止、または再開を判断します。

- ① 留学等により、大学を休学又は長期にわたって欠席したとき(休止)
- ② 本人・家庭のやむを得ない事情により、大学を休学又は長期にわたって欠席したとき(休止)
- ③ 疾病・死亡などのため成業の見込みがなくなったとき(中止)
- ④ 学業成績又は操行の不良等により、停学・退学・留年となったとき、または卒業見込みがなくなったとき(中止)
- ⑤ 当財団の事務局と連絡が取れなくなったとき又はその指示や指導に従わなかったとき(中止)
- ⑥ 当財団の名誉を傷つけ又は著しく迷惑をかけたとき(中止)
- ⑦ 奨学金事業に関して当財団に対する虚偽の申請または報告があったとき(中止)
- ⑧ 他の奨学金との併用が認められたとき(中止 ※返済型奨学金・授業料減免制度との併用は可)
- ⑨ 奨学生として著しく不適切な用途への奨学金使用が判明したとき(中止)
- ⑩ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき(中止)

・上記に該当することとなった場合、在籍する大学・大学院を通じて速やかに状況説明書(生活状況報告書)をご提出ください。当財団事務局で確認のうえ、対応を決定します。

(4) その他

・当財団に登録した内容(氏名、住所、電話番号、口座番号等)に変更があった場合、在籍する大学・大学院を通じて速やかにご連絡ください。

第4章 応募にあたっての留意点

(1) 助成金の不正な使用等に関する措置

・故意若しくは重大な過失による違約・違反が認められた場合には、奨学金の一部若しくは全部の返還を求めることがあります。

(2) 事業実施者等の安全に対する責任

・当事業の実施期間中に生じた傷害や疾病等を含むあらゆる事故等について、当財団は一切責任を負いません。

(3) 応募情報及び個人情報の取扱い

・申請書類等の提出物は審査のために利用します。応募に関連して提供された個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、下記各項目の目的にのみ利用します。ただし、法令などにより提供を求められた場合を除きます。

- 当事業の審査及び審査に係る事務連絡、通知等に利用します。
- 審査後、採択された方については、引き続き、事務連絡等に利用します。
- 当財団が開催するセミナー等の案内、及び、当財団が実施する事業の募集・案内等の連絡に利用します。

【参考】参考とする家計基準 (第2章応募資格のイ関連)

日本学生支援機構が求める収入の上限額を参考とします。下記表について、給与所得者は収入金額(控除前)、給与所得以外の所得がある者は収入金額から必要経費を差し引いた金額(所得金額)です。

国公立大学に在学する場合

(単位:万円)

区分	通学形態	給与所得世帯 ＜収入金額＞ (源泉徴収票の支払金額)	給与所得以外の世帯 ＜所得金額＞ (確定申告書記載の所得金額)
2人世帯	自宅	1,039	631
	自宅外	1,086	678
3人世帯	自宅	1,012	604
	自宅外	1,059	651
4人世帯	自宅	1,096	688
	自宅外	1,143	735
5人世帯	自宅	1,314	906
	自宅外	1,406	1,000

私立大学に在学する場合

(単位:万円)

区分	通学形態	給与所得世帯 ＜収入金額＞ (源泉徴収票の支払金額)	給与所得以外の世帯 ＜所得金額＞ (確定申告書記載の所得金額)
2人世帯	自宅	1,090	682
	自宅外	1,137	729
3人世帯	自宅	1,063	655
	自宅外	1,110	702
4人世帯	自宅	1,147	739
	自宅外	1,194	786
5人世帯	自宅	1,416	1,008
	自宅外	1,510	1,102